

R2
1

市指定有形文化財（古文書）

芦東山日記

あしとうざんにつき

員数	20冊
所在地	大東町渋民
年代	江戸時代（享保17年（1732）～安永5年（1776））
所有・管理者	一関市（18冊）、個人（2冊）
指定年月日	令和2年（2020）8月19日

紙本墨書（木版印刷の暦を含む）、綴り（折紙）。落丁（3点）や暦との合綴あり。

磐井郡渋民村出身の儒学者芦東山（1696～1776）の直筆日記。東山の生涯を知るうえで最も基本的で確実な資料の一つです。

芦東山は仙台藩5代藩主伊達吉村（1680～1752）に仕えましたが、学問所の講堂座列に関する意見を提出したことで、元文3年（1738）から24年間にわたり幽閉されました。その間刑法書『無刑』岩手県指定有形文化財）を執筆し、近代的な教育刑の思想を唱えたと評価されています。



ます。

日記の年代は、享保17年（1732）から没年の安永5年（1776）の間の18ケ年で、内訳は仕官時代1ケ年（享保17年）、幽閉時代11ケ年（延享元年～宝暦8年（1744～1758）の間）、帰郷時代6ケ年（宝暦12年～安永5年（1762～1776）の間）。その生活と行動、人々との交流、教育活動、無刑録著述を含む思想形成と学問活動の周辺事情、また彼を囲む人々の様子が分かります。

R2
2

市指定有形文化財（典籍）

玩易齋遺稿

がんえきさいいこう

員数	23冊
所在地	大東町渋民
年代	大正時代、ほか
所有・管理者	一関市
指定年月日	令和2年（2020）8月19日

磐井郡渋民村出身の儒学者芦東山（1696～1776）の遺稿と関連資料を清書して、「経伝釈義類」、「詩文歌類」、「上書類」、「文書類」、「雑部」の種類に分けて編纂した遺稿集です。標題の「玩易齋」は、易を嗜んだ東山の号の一つです。

『玩易齋遺稿』は学者、思想家、詩人、文人としての芦東山像をほぼ網羅しており、芦東山研究において欠くことのできない資料です。



また、芦家の人物によって編纂されたこと、底本となった原資料の多くの所在が現在確認されていないという点からも高い資料的な価値があります。

R2
3

市指定無形民俗文化財（風俗慣習）

白澤神社おためし神事

しらさわじんじゃおためししんじ

所在地 藤沢町西口
所有・管理者 白澤神社筒粥の神事「おためし」
保存会
指定年月日 令和2年（2020）8月19日

1月7日付近の日の夕刻、白澤神社において竹筒を入れた粥を炊き、筒に入る米の数によって作柄等を占う「モノダメシ」が行われます。また、農耕の様子を模した所作「モノマネ」によって、その年の豊作を祈願します。

年占（としうら）の一つである粥占と、稲作の予祝といわれる田遊びの行事です。

少なくとも江戸時代には観音堂の修正会（し



ゆしょうえ）として行われていた記録があり、四方拝や「福太郎」の名称、口上などに全国の田遊びと共通する特徴がみられます。

観音堂に関係する一族で行われてきた行事を神社氏子に広げ、さらに地域の支援を得て保存会を作り、継承に努めています。また占いの対象作物を時代に応じて変更し、現在も生きた行事として継承しています。

R2
4

市指定無形民俗文化財（民俗芸能）

小沼鹿踊

こぬましおどり

所在地 大東町摺沢
所有・管理者 小沼鹿踊保存会
指定年月日 令和2年（2020）8月19日

鹿の角をつけた頭（かしら）をかぶり、長い「ささら」を背負い、身に付けた太鼓を打ちながら歌い踊る「太鼓踊系」鹿踊りです。当地方に特徴的な行山流鹿踊のうちの大原山口系といわれます。

田畑を荒らし回っていた鹿を太鼓を打ち鳴らして追い払ったのが鹿踊りの由来といえます。伊達藩主の草履取りとして仕えた大原山口出身の加藤喜左衛門が所望されて御前で披露し、褒美に木盃をもらったといい、山口から一切を引き継いだ浪民の小崎幸五郎が継承しました。そ



れを明治中期に摺沢の三浦利三郎が伝授したといわれています。大正2年（1913）頃には小沼、魚集（よまつべ）の13人の仲間が確認でき、盛んに踊られていたと伝わっています。中断の後に、当時の踊り手三浦正一らを師匠にして昭和25年（1950）に復活しました。

昭和35年（1960）に保存会を結成し、平成8年（1996）からは高校の鹿踊部への指導を続け、それが女性を含めた若い会員の参加へつながり、地域の民俗芸能全体へ貢献しています。

R2

市指定無形民俗文化財（民俗芸能）

5

下猿澤伊勢神楽

しもさるさわいせかぐら

所在地 大東町猿沢
 所有・管理者 下猿澤伊勢神楽保存会
 指定年月日 令和2年（2020）8月19日



元文年間（1736～1741）に鳥海村丑石（現大東町鳥海）の兄弟が駿河（現静岡県東部）で見た祭りを会得して帰り、伊勢神楽として地域の人々に教えたといわれています。

江戸時代末に沖田堀合（現大東町沖田）から婿養子に來た忠吉が現在の大東町猿沢小向・板倉の若者に伝授したのが下猿沢での始まりです。子供の踊り手がアヤ（ばち）を持って踊りな

がら、大太鼓を叩きます。大人が笛を吹き、ササラ擦り（鉦、すりささら）は、ひよっどこ面をかぶり、ヒョウタンを腰につけ、すりささらを擦りながら踊り歩きます。

神社の奉納芸能として継承されてきており、自治会で保存会を作り、子供を中心に伝承活動を続け、地区の民俗芸能として定着しています。

R2

市指定無形民俗文化財（民俗芸能）

6

渋民伊勢神楽

しぶたみいせかぐら

所在地 大東町渋民
 所有・管理者 渋民伊勢神楽保存会
 指定年月日 令和2年（2020）8月19日



「昔の人は、伊勢参宮を一生に一度の念願としてきたが、なかなか叶わず、参宮できない人達は伊勢の二見ヶ浦から昇る朝日を太鼓に見立てアヤに祈りを込めて、この地方より伊勢神宮を遥拝したと語り伝えられている。」といわれています。

明治始め頃から渋民地区で伝承されてきましたが、中断し、昭和55年（1980）菊池昭二の指導

を受けて、青年たちの親睦組織「渋民讚互会」が、練習を重ねて受け継ぎました。翌年には地区の子供たちも加わり、女性を含めた地区全体での継承が始まり、現在まで繋いでいます。

神社への奉納のほか、地区内の家庭の慶事に招かれるなど、地域の芸能として定着しています。

R2
7

市指定無形民俗文化財（民俗芸能）

舞草鉦太鼓念仏

もうくさしょうたいこねんぶつ

所在地 舞川
 所有・管理者 舞草鉦太鼓念仏保存会
 指定年月日 令和2年（2020）8月19日

新盆の家や墓で供養のために踊る念仏踊りです。保存会の資料では「1189年の奥州合戦では、死者は北上川に投げられ、屍が舞草の地に堆積して首川原ができていた。日夜、亡霊がさまよい旅人は恐れて通れなかったが、たまたま通りかかった畠山重忠が、守護神である薬師如来を祀り、南無阿弥陀仏と唱えたところ、次第に亡霊が成仏した。これがその念仏の始まりと伝えられている。日向屋敷の惣太郎が鉦、笛、太鼓、



舞踊を振付け、「惣太念仏」といわれ舞草全土に普及した。」とされています。

文久3年（1863）からの文書が残っており、初代は日向屋敷の惣太郎、現在の代表は8代目にあたります。

子供を踊り手として保存会の大人が笛、鉦、念仏を受け持ちます。華やかな笠をかぶった「風流（ふりゅう）踊」の特徴を伝えた芸能です。

R4
1

市指定有形文化財（彫刻）

銅造阿弥陀如来坐像

どうぞうあみだによらいざぞう

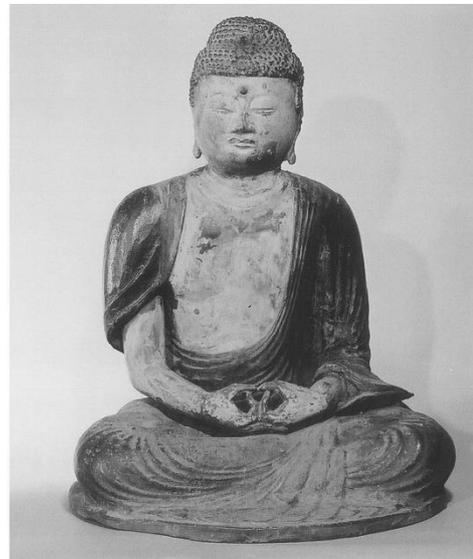
所在地 千厩町千厩字北方
 年代 平安後期 12世紀
 所有・管理者 個人
 指定年月日 令和4年（2022）8月24日

本仏像は、白石家阿弥陀堂の御本尊として伝わる鑄造の御像です。体部の胴及び両肩、膝までを一体で鑄造し、それぞれ別鑄の頭部、腕、印相部を鑄継いでいます。

大きくしっかき備えた肉髻（につけい。頭部の盛り上がり）に、小さく作る螺髪（らほつ。巻き髪）、穏やかな相好や衣文など、平安後期・藤原仏の特色をよく備えております、平安末期・12世紀の作と見られます。 法量は次のとおりです。

総高（一鑄の框とも）51.5cm 像高49.5cm
 髪際高 43.2cm。

現状は、肉身部が白色、衣が黒色に近い色をしていますが、火中後に彩色が加えられた可能



性があり、当初は漆喰の上に金箔・金粉を施したものと推測されます。火中のためか鑄造の際か、頭部がやや左に傾き、後頭部が扁平になるなどのバランスの崩れが現れていますが、それがかえって親しみを増しています中世以前の伝来は不明ですが、平泉文化との関連も想定され、その意味でも貴重といえます。本像は、本県において、平安時代にさかのぼる鑄造仏としては例をみない大型の像であり藤原様式をきちんと備えた本格的な作として、注目すべきものです。

R5
1

市指定有形民俗文化財（信仰）

銚子浪分神社の猫絵馬

ちょうしなみわけじんじャのねこえま

所在地 大東町渋民字小林
 年代 近世～現代
 所有・管理者 個人
 指定年月日 令和5年（2023）4月26日



川崎町門崎字銚子に鎮座する銚子浪分神社に奉納されていた猫の描かれた養蚕祈願の小絵馬（蛇が描かれた絵馬3枚を含む）です。

神社は明治以前には長石大権現と称してきたといい、御神体は蛇身と伝わり、祭神は瀬織津媛命ですが昭和50年頃から祭礼は行われていません。

養蚕絵馬は、神社から持ち帰り蚕室に飾り、養蚕期が終わるとお礼として二枚にして奉納し

たといわれています。当地でもお守りとして各家で飾り、神社へ奉納したと推測できる特徴の似た一般の人が描いたと思われる素朴な猫の絵が多くみられます。

蛇を神体とする神社が、養蚕の盛業を機に同じ鼠を捕食することから守り神を猫へ変化させ、地域の信仰を集めていたと考えられます。当地の養蚕業を背景にした信仰に用いられた資料です。

R5
2

市指定有形民俗文化財（信仰）

かま神

かまがみ

所在地 大東町渋民字小林・千厩町千厩字北方
 年代 近世～近代
 所有・管理者 個人・一関市
 指定年月日 令和5年（2023）4月26日



かま神は北は岩手県花巻市（石鳥谷）、南は宮城県白石市にわたって分布しますが、特に当市周辺の旧仙台藩領域に集中しています。

かま神は、竈（かまど）の神、火の神、家の守り神として全国で信仰されていますが、土製や木製で神の具体的な様相を表す神像は全国的にも珍しいものです。

当地方では、「かま神」「かまがみ様」「かまべっとう」などと呼び、家の新築時に左官や大工が

残った壁土や木材で面を作ったといわれています。土間のかまど近くの「うしもち柱」などに外に向けて飾り、正月に供え物をするなどして信仰してきました。

恐ろしい形相が一般的ですが、素朴な面相もあり、特に笑った顔や大黒様、目にアワビ貝を使うなどは当地での特徴です。

かまどが生活の中心であった頃の信仰に用いられていた用具です。

R5
3

市指定有形民俗文化財（生業）

油しめ

あぶらしめ

所在地 大東町渋民字小林
 年代 近世
 所有・管理者 一関市
 指定年月日 令和5年（2023）4月26日

油を搾る用具です。臼（うす）の部分に麻袋に入れた蒸したジュウネ（エゴマ）を入れ、重しを置き、両側からくさびを木槌で打って搾木（しめぎ）を締めていくことで、圧縮して油を搾ります。「立木（たつぎ）式」「油搾木（あぶらしめぎ）式」などといわれます。

昭和20年代頃は地区に一軒ほど油しめを所有する家があり、その家にそれぞれジュウネを持って行き、釜で蒸して油を搾って一升瓶に入れて持ち



帰り、それを一年間使っていたといいます。

旧暦11月15日は「油しめの祝い」といい、大東町大原や鳥海では油しめのある家に集まって各家の油を搾り、「油しめ餅」を食べたといいます。

油を自給していた当時の生産と食生活の様子が理解できる資料です。

R5
4

市指定有形文化財（考古資料）

蕨手刀 附関係資料一括
わらびてとう

（収蔵木箱、書簡類、封筒、名刺、
蕨手刀破片）

所在地 藤沢町黄海字八景下
 年代 奈良時代 8世紀後半
 所有・管理者 個人
 指定年月日 令和5年（2023）9月22日

蕨手刀は、発見時の詳細な記録が無く、畑の開墾中という発掘調査によらない発見で伝世品です。全体に綿の付着や錆の進行が認められますが、元の姿を概ね留めていると推定されます。共鉄造りの構造。柄頭端部は弧線状を呈し円形です。中央部に懸け通し孔が見られ、金具（座金）は一個現存します。

刃の棟は現存部からみて角棟です。法量は次のとおりである。



全長（現存値） 58.5 c m、柄長12.0 c m、
 刃長（現存値） 45.7 c m、鏑長6.0 c m、
 柄幅2.5 c m、先幅4.5 c m、重ね0.8 c m

一関市内における、蕨手刀の発見・出土例は三振りです。摺沢八幡神社の蕨手刀（既指定）は平安時代初期とされています。（八幡神社伝世品）河崎の柵跡擬定地から発掘調査により出土した資料は、土師器等の共伴出土資料の編年も併せて、8世紀後葉とされています。岩手県内における蕨手刀の発見例は本蕨手刀を含め82事例です。当地方の奈良時代8世紀の歴史文化の様相を把握できる貴重な資料の一つです。

R5
5

市指定有形文化財（考古資料）

長昌寺の提瓶

ちょうしょうじのていへい

所在地 藤沢町黄海字天堤
年代 古墳時代 6世紀末～7世紀前葉
所有・管理者 宗教法人長昌寺
指定年月日 令和5年（2023）9月22日

本提瓶は、昭和33年（1958）10月長昌寺境内西側の個人墓地の改修中に発見され、長昌寺で保管されて現在に至ります。この提瓶は、須恵器（還元焼成で焼かれた器）で、発見時についたとみられる傷や割れ痕跡が認められ接合されています。口縁部の一部欠損、リング把手も欠失している。胴部は、正面から見て完全な円形に近く、側面から見ると一方は扁平で一方は球形で典型的な堤瓶の形状です。

大きさは、口径9.8cm 器高25.4~26.1cm 頸部径6.5cm、頸部高4.5cm、胴部最大幅22.2cm、胴部最大厚15.2cmです。

球胴の頂部付近では、回転作用を利用して円状に平行叩きが施され、その後、扁平胴を除く胴部前面には、回転作用が施され、扁平胴を除く胴部全面には、回転作用によるナデ付けが丁寧に施されています。さらに、球胴の頂部では、部分的な刷毛目調整も施され、球胴部には、閉塞粘土蓋の痕跡が明瞭に遺っています。



把手は欠失していますが、両肩には二つずつの剥離の痕跡があり、リング把手であることが明瞭です。剥離痕跡から太さ概ね2cm弱の粘土棒をリングに仕上げたものとみられます。口縁部は、鈍いながらも上下に挽き出され、玉縁状を呈しています。器面のほぼ全面には深緑色の自然釉がかかり、ガラス質の厚い自然釉が二か所で長く器壁を垂れています。胎土堅密で色調暗青灰色、焼成良好です。球胴の一部に、他の須恵器の器体の一部が付着し、窯内部で焼成中に付着、もしくは、破片は正位を保つためのモノとして使用したものと推測されます。須恵器は、かえりを持つ坏若しくは蓋の口縁部と見られています。

提瓶の産地は不明で、欠損部分からみられる胎土の観察では、白い粒が混入しています。これまでの出土事例からみて、東北地方以外の産地であるとみられます。

岩手県内における堤瓶の出土は7点確認されており、長昌寺の提瓶は岩手県内の出土発見例の中では、古い時期の型式に入る特徴を有しています。

当地方の古墳時代の様相を把握できる貴重な資料の一つです。

R6
1

市指定無形民俗文化財（民俗芸能）

ご天王様の獅子舞（西黒沢）

ごてんのうさまのししまい（にしくろさわ）

所在地 萩荘字川ノ上
所有・管理者 西黒沢獅子舞保存会
指定年月日 令和6年（2024）8月21日

毎年、7月20日頃の祝日「海の日」に行われる西黒沢の八雲神社における「ご天王さま」の祭りの巡行にともなう獅子舞です。平成8年（1996）以前は毎年7月20日に行っていました。7集落（中島、上大桑、下大桑、中大桑、霜後、要害、古内）の公民館を回ります。

昭和50年頃以前は保存会が社を持って回り、集落ごとの世話役が太鼓を吊るして叩きながら供をして地区の各家を2日間かけて回ったといひます。



東北地方では修験者が獅子頭を持って祈禱に回っていたといひ、当地方でも旧西磐井郡では修験由来の獅子舞が地域で継承されており、その一つと考えられます。

また八雲神社の「ご天王さま」の祭りは、特に旧一関地域でみられ、各家を巡行していたのを簡略化して公民館を回るように変わりましたが、人々は行事を継続して獅子が回ってくるのを待っています。地域独自の信仰を示す行事です。

R6

市指定無形民俗文化財（民俗芸能）

2

古内神楽

ふるうちかくら

所在地 萩荘字野手倍
 所有・管理者 古内神楽保存会
 指定年月日 令和6年（2024）8月21日



古内神楽は、幕末から明治期に旧仙台藩領域北部の内陸地方の法印神楽をもとに、山伏神楽や他芸能の影響を受けて発展した南部神楽です。

弘化年間（1844～）に当地方の南部神楽の一つの源流で下黒沢神楽から南部神楽の指導を受けた徳右エ門が現在の古内神楽を作ったといえます。長らく神楽を受け継ぐ決まった家で継承してきましたが、昭和30年代にはそれ以外の家からも参加

するようになり、近年は女性の参加と、萩荘市民センターを中心とした活動として広い地域の参加者を募ることにより、活動をつなげています。

また市民センター活動として上演会や学びの機会を作り、地域への神楽の普及活動に力をいれています。

R7

市指定有形民俗文化財（年中行事）

1

獅子頭（大泉院）

ししがしら だいせんいん

所在地 川崎町薄衣字泉台
 年代 中世～近世
 所有・管理者 個人
 指定年月日 令和7年（2025）8月27日



修験寺院であった大泉院が所有し、地域の「悪魔払い」の祈祷に回った際に舞わしていたと考えられる獅子頭です。

令和初めまで行われていた地域の子供の行事である「矢作観音様の巡行」では、この獅子頭を大泉院から借り出して住民の頭を噛んで各家を回り、「悪魔払い」「火伏の祈祷」などと唱えており、獅子頭の巡行と観音信仰行事が合わさった行事になっていたと考えられます。

「天正11(1583)年」の銘文がありますが同時代の類例がないことなどから現時点では造立年は不明です。

獅子頭の頭の上には平らな円形部分があり、鏡などかの痕跡とみられます。